

立命館スポーツフェロー会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は立命館スポーツフェローという。(以下「本会」という。)
- 第2条 本会は本部を立命館大学内に置き、必要に応じ支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、立命館大学体育会の活動を支援し、もって母校の発展と充実に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 会員相互の融和、親睦に関する事業
 2. 体育会に対する指導援助に関する事業
 3. 立命館大学の発展と充実に資する協力と意見具申
 4. その他、目的達成のための必要な事業

第3章 組 織

- 第5条 本会は本会の趣旨に賛同する次の者をもって組織する。
1. 立命館大学体育会に所属する各部のOBまたはOG（正会員）
 2. 立命館大学体育会に所属する各部のOB・OG会が推薦し、常任幹事会が認めた者（特別会員）
 3. 本会に功労のあった者で常任幹事会が認めた者（名誉会員）
 4. 本会の趣旨に賛同し、本会の発展を助成する個人または団体に常任幹事会が認めた個人および団体（賛助会員）

第4章 機 関

- 第6条 本会の機関は、総会、幹事会および常任幹事会とし、必要に応じて専門委員会を設ける。
- 第7条 総会は会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事、幹事、監事で構成し、次の事項を審議決定する。
1. 事業ならびに収支決算の報告および承認
 2. 予算の編成および事業計画
 3. 規約の改廃および役員の改選
 4. その他重要と認められる案件
- 第8条 総会は毎年1回会長がこれを招集し、必要に応じて臨時総会を招集する。総会の議長は会長がこれにあたる。
- 第9条 幹事会は会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事、幹事をもって構成し、幹事長がこれを招集する。
- 幹事会は総会より委任された事項および第4条に定められたる事業の審議執行にあたる。
- 幹事会の議長は会長がこれにあたる。会長事故あるときは、副会長がこれにあたる。
- 第10条 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事で構成し、幹事長がこれを招集する。
- 常任幹事会は幹事会の委任事項を含むすべての事項を執行する。常任幹事会の議長は会長がこれにあたる。
- 第11条 専門委員会は専門事項を協議し意見を常任幹事会へ提出する。また常任幹事会

の委任を受けた事項について執行に任にあたる。

委員会の規定は常任幹事会の議を経て別にこれを定める。委員会の議長は委員長がこれにあたる。

第12条 本会の機関は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。その議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第5章 役員

第13条 本会に次の役員を置く、ただし役員は正会員の中から選出する。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事長 1名
4. 副幹事長 若干名
5. 常任幹事 各部より1名
6. 幹事 各部より2名以内
7. 監事 3名
8. 専門委員 若干名（専門委員長 各1名
専門委員 若干名）
9. 事務局長 1名
10. 会計 1名（常任幹事が兼務）

第14条 1. 会長および副会長は常任幹事会において選出し、総会にて承認を得る。
会長は本会を代表し会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行し、各委員会を所管する。

2. 幹事長（1名）、副幹事長（若干名）は常任幹事会にて選出し、会長がこれを委嘱する。
常任幹事は各部OB・OG会より1名選出し、会長がこれを委嘱する。
幹事は、各部OB・OG会より選出された者2名以内とし、会長がこれを委嘱する。
幹事長、副幹事長、常任幹事、幹事は、会務をおのおの分掌する。
議決権は各人1票とする。

3. 監事は、総会の議を経て会長がこれを委嘱する。監事は会務の監査をする。

4. 本会運営のために専門委員会を設置する。
各専門委員長は常任幹事より互選し、会長がこれを委嘱する。
専門委員は常任幹事会の議を経て常任幹事の中より会長がこれを委嘱する。

5. 事務局長は、常任幹事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

6. 会計は、常任幹事会の議を経て、常任幹事より選出し、会長がこれを委嘱する。

第15条 本会は必要に応じ総会の議を経て、名誉顧問、名誉会長、顧問、参与、を置くことができる

名誉顧問は立命館総長、および、理事長経験者とする。

名誉会長は会長経験者とする。

顧問は会長および副会長であった者、または本会の功労者で常任幹事会の議決を持って推薦された者につき、会長が委嘱する。

参与は本会の役員であった者、および特に常任幹事会が推薦した者につき、会長が委嘱する。

顧問は会長および常任幹事会の諮問に応じ、参与は常任幹事会の諮問に応じ

る。

名誉会長は第13条に定める役員を退任した者で幹事会の議を経て会長が委嘱する。

第16条 本会の役員任期は2年とし、再任は妨げない。欠員を生じたときは補充する。補充役員任期は前任者の期間のみとする。

第6章 経費および会計

第17条 本会の年会費は、OB・OG会毎、30,000円とし、寄付金、その他の収入については別に定める。

第18条 本会の事業および会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

第7章 付 則

第19条 この会則の施行について必要な細則は、議会の議を経て別に定める。

第20条 本会則は、2010年（平成22年）5月22日より施行する。

制定 1981年（昭和56年）3月15日

施行 1981年（昭和56年）4月1日

委員会規定追加 1995年（平成7年）7月5日

改正及び表彰規定追加 1996年（平成8年）10月5日

改正 2008年（平成20年）4月19日

改正 2010年（平成22年）4月10日

改正 2016年（平成28年）5月28日